

< SSP小中高生アスリート全国大会等遠征費支援金 よくある質問 >

1. 対象競技・大会について

Q1-1 どの競技・大会が対象となるのかわかりません。

A. 一覧表をご確認ください。なお、対象競技の要件にあてはまる大会で、記載がない場合は、事務局(アスリート育成支援チーム)にご相談ください。

Q1-2 全国中学校体育大会やインターハイ、全国高校選抜大会に出場しましたが、対象になりませんか。

A. 学校(生徒会、保護者会含む)から遠征費の補助があるものは、一部自己負担があっても対象になります。なお、部活動以外の社会体育で出場し、学校からの補助がない場合は、ご相談ください。

Q1-3 対象競技を(公財)日本スポーツ協会の加盟団体などにしているのはなぜですか。

A. 国内を統括する競技団体が存在し、全国大会が統一的ルールや基準に基づき運営され、公平性、透明性が高いと判断されるためです。

なお、オリンピック等については、世界的スポーツの祭典で注目度や認知度が非常に高く、その活躍が県民に与える影響も大きいことから、対象競技としています。

2. 申請について

Q2-1 複数の大会に出場した場合でも、出場した複数回分の申請ができますか。

A. はい。その都度、複数回申請が可能です。

Q2-2 遠征費(宿泊費・交通費等)の自己負担額が支援上限額より少ない場合でも対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、自己負担額が支援上限額より少ない場合、(100円未満を切り捨てた)自己負担額が支援額となります。

Q2-3 市町からの補助金と併用できますか。

A. 併用可能です。

Q2-4 学校や競技団体が一括して申請できますか。

A. できません。物価高騰で影響を受けている方に確実に届けるため、申請は保護者または本人です。

Q2-5 兄弟姉妹が同じ大会に出場した場合、まとめて申請できますか。

A. 複数人をまとめて申請できません。選手ごとに申請を行ってください。

Q2-6 振込口座は申請者以外の名義でもよいですか。

A. 原則、申請者本人の口座に限ります。(申請者が保護者の場合、保護者口座。申請者が選手本人の場合、選手本人口座。)ただし、やむを得ない事情で申請者本人口座が難しい場合は、事務局にご相談ください。

Q2-7 「佐賀県内居住者」とは、どのように判断されますか。

A. 日常生活の拠点(現住所)が佐賀県内にあるかで判断します。大会期間中や週末のみの滞在、一時的な居住は該当しません。

Q2-8 佐賀県内に住民票はありますが、平日は県外で寮生活をしています。対象になりますか。

A. 対象外です。生活の実態が県外にある場合は、佐賀県内居住者とはみなしません。

Q2-9 中央競技団体が主催する強化練習会に参加し、そのまま国際大会に出場しました。この場合、申請は1回ですか。2回できますか。

A. 強化練習会で1回、大会で1回、それぞれ申請できます。

Q2-10 対象期間が2月までとなっていますが、3月の大会は対象となりませんか。

A. 対象となりません。対象期間を2月まで、申請期限を3月10日までとしています。これは、本事業が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しており、支援金の交付を3月までに終える必要があるためです。

Q2-11 対象期間が2月までとなっていますが、大会が2月から3月にまたがる場合は対象となりますか。

A. 大会の開始日が2月であれば対象となります。申請期限(令和9年3月10日)までに申請してください。

Q2-12 応援団、ブラスバンドなどの応援者は対象となりますか。

A. 本事業は選手への支援を目的としており、対象外です。

Q2-13 中央競技団体が主催する社会人が参加する大会に出場する場合、対象となりますか。

A. 小中高生は対象となります。

Q2-14 団体競技で社会人と小中高生が一つのチームで出場する場合は、対象となりますか。

A. 小中高生は対象となります。

Q2-15 高校に進学していない人は、対象となりますか。

A. 高校生に相当する年齢(令和8年4月1日時点で15~17歳)の方は対象となります。

Q2-16 補欠選手も対象になりますか。

A. 大会等に正式にエントリーされており、現地へ行っていれば対象になります。

3. 大会について

Q3-1 国際大会はすべて対象となりますか。

A. JOCやJPC、中央競技団体が派遣または主催する大会に限ります。

Q3-2 同じ大会で複数種目に出場した場合、複数回申請できますか。

A. できません。1回の遠征として申請してください。

Q3-3 天候等の影響で大会が中止になった場合はどうなりますか。

A. 現地へ行っているなど、遠征の実績が確認できる場合は対象となる場合がありますので、事務局にご相談ください。なお、現地に行っていない場合は対象外です。

4. 申請書類について

Q4-1 領収書はすべて提出する必要がありますか。

A. 遠征費が生じたことを確認する資料として、宿泊と交通機関、両方の領収書等の提出が必要です。ただし、領収書がないなどやむを得ない場合は、いずれか一方の提出で構いません。

Q4-2 領収書の宛名が保護者名や学校名でもよいですか。

A. はい。ただし、申請者の遠征費であることが分かることが必要です。申請者の氏名が分かる内訳明細を提出するか、申請フォームの確認事項にチェックマークをつけてください。

Q4-3 ICカード(Suica等)で支払いました。どうすればよいですか。

A. 利用履歴のスクリーンショット等、交通機関や宿泊を利用したことが確認できる資料を提出してください。

Q4-4 電子領収書(PDF・Web画面)でもよいですか。

A. はい。ただし、金額・支払先など内容が分かるものがが必要です。

Q4-5 大会会場まで自家用車で移動した場合は対象になりますか。

A. 宿泊した場合は対象になります。宿泊先の領収書または宿泊証明書を提出してください。

Q4-6 申請内容に間違いがあった場合はどうなりますか。

A. 事務局から連絡し、修正や添付書類の追加提出をお願いすることがありますので、ご対応ください。

Q4-7 大会終了後、何日以内に申請しないといけないですか。

A. 申請期限(令和9年3月10日)までに申請してください。なお、予算の上限に達し次第、受付を終了する場合がありますので、大会終了後、お早めの申請をお勧めします。

5. 指導者・競技補助者について

Q5-1 指導者はすべて対象になりますか。

A. 選手とともに大会等に正式に登録(エントリー)されている監督1名、コーチ1名、競技補助者1名に限ります。指導者は、佐賀県選手の全国大会等に帯同した(参加申込書等に記載されている)指導者のうち、県内の学校やクラブを指導している方が対象です。

本事業は、小中高生の選手への支援を目的とし、多くの選手に支援金を届けるため、上記のとおりとしています。

Q5-2 大会にエントリーしましたが、選手が試合に出場しなかった場合、指導者や競技補助者は対象になりますか。

A. 現地へ行っており、会場到着後、体調不良やけが等のやむを得ない理由により棄権した場合、選手および指導者、競技補助者も対象となります。